

## Contents

モチベーションの理論を経営に活かす！⑦ P.1

労働関係法令等の最近の動き：

『令和元年度 地域別最低賃金の改定』 P.2

労務の泉：『面接指導に関する法改正』 P.3

総務のお仕事カレンダー 等 P.4

今号の写真(撮影：東卓、場所：南知多)

牛(クジラ偶蹄目ウシ科)

- ・ 近畿農政局は、牛と仲良くなる方法として、①名前を呼んだり声をかけながら近づく、②牛の前ではゆっくりとした動作を心がける、③餌やりなどの管理作業を話しかけながら行う、等を推奨している。



## モチベーションの理論をもっと、経営に活かしましょう！

第7回目はマクレランドの欲求理論です。アメリカの心理学者デイビッド・C・マクレランドが提唱しました。性別や文化、年齢に関係なく、私達には3つの主要な動機(達成動機(欲求)、親和動機(欲求)、権力動機(欲求))が存在し、そのうちの1つが一番強くはたらいているというものです。1976年に発表された理論です。

### I. 達成動機(欲求)

達成動機は、自分の目標を達成したい、与えられた課題を実現したいという、明確で形のあるゴールを達成することへの強い欲求です。そのため、明確で特定された結果を得ることに集中できる環境で働くことを好み、自分の仕事に対して常にどんなフィードバックも受け入れます。

この欲求が強い人は効率的に目標を達成したいという思いがあるため、リスクが高い状況も低い状況も回避する傾向にあります。また、一人で作業をするのが好きなことが多いです。

### II. 親和動機(欲求)

親和動機は、他者と良好な人間関係や社会的関係を持ちたいという欲求です。この欲求に動機付けされる人は、常にフレンドリーで関係が長続きしそうなグループの中で働きたいと思っています。

また、他人に愛され受け入れられていると感じる必要性(自分のグループに対して所属意識を得られた時に満足する)を持ち、リスクが高い状況や不確かな状況を避けることを好みます。



### III. 権力動機(欲求)

権力動機は、全てが自分のコントロール下にあることを望み、他人に対して権力を持ち、自分の欲求や願望に応じて人の意見を変えたり、それらに影響力を持つことを求める欲求です。この欲求が強い人は、他人の視点やアイデアよりも自分の視点やアイデアを受け入れてもらうこと、導入してもらうことを望みます。また、こうした人は強力なリーダーとなる傾向にあります。なお、権力動機には次の2種類の欲求があります。

【私的権力動機】自分の地位や名誉のために影響力を行使したいといった内向きな動機

【組織的権力動機】世の中にインパクトを与えたい、社会に貢献したいと言った外向きな動機

以上、3つの動機について説明しましたが、3つの動機のどれが一番強いかは人によって様々です。大切なのは、経営者や管理職が、自分の部下が持つこの3つの動機をよく理解して、部下に適切な役割を与え、動機に見合った承認をすることです。

さて、これまでモチベーションに関する主な理論を紹介してきましたが、これで最終回にしたいと思います。次回からは、ワーク・エンゲージメントについて紹介をしていきたいと思います。

自分の持ち味に気づいていますか？

持ち味カードリニューアル発売中！



定価 3,000円(税別)

あなたは自分の『持ち味』に気づいていますか！？

自分にとって納得のいく人生を築くためには、いかに「自分の持ち味を活かすか」が大切です。それは特別に何か新しいものを付け加えることではなく、今の自分をフルに活かすということです。他人と比べる必要もありません。

そのように人生を送ることができれば、誰もが幸せな人生を獲得でき、社会に貢献することができます。

ところが多くの人々は自分自身の「持ち味」に気づいていないか、活かしてきいていないようです。

弊社では、ビジネスパーソンに自身の「持ち味」を自覚し、活かしてもらうことは、自分らしくイキイキ働く拠り所となり、ひいては組織の成長発展や社会全体の活性化に大変意義のあることと考えました。

このような観点から「持ち味カード」を開発し、「持ち味」の奥深さ・素晴らしさの普及に努めております。

ぜひ、「持ち味カード」を活用して、あなたらしい輝く人生を獲得してください。

また、経営者におかれましては、社員の持ち味を活かした「持ち味経営」の実践を通じて、笑顔あふれる生産性の高い会社にしていただきたいと願っております。

TOPICS  
労働関係情報

●民間主要企業の賃上げ 平均妥結額6790円に微減 定昇込み賃上げ率2.18%

厚生労働省は、令和元年の民間主要企業における春季賃上げ要求・妥結状況を取りまとめた。これによると、平均妥結額は6790円、賃上げ率は2.18%となり、前年を額で243円、率で0.08ポイント下回った。

厚生労働省による同集計は、原則として資本金10億円以上、従業員数1000人以上で、かつ労働組合のある企業を対象にしている。

計20産業のうち対前年比でプラスとなったのは9産業、マイナスとなったのは11産業だった。産業別の妥結額をみると、最も高かったのは「機械」の8003円で、「科学」と「造船」が同額の7926円で続いている。最も低かったのは「電気・ガス」の4943円、その他、集計社数が多い主な産業では、「建設」7276円、「食料品・たばこ」6535円、「自動車」7385円、「卸・小売」6176円、「サービス」7292円などとなっている。

産業別の賃上げ率では、最も高いのは「機械」の2.61%、次いで「運輸」の2.55%、「造船」および「サービス」の2.47%となっている。一方、最も低いのは「電気・ガス」の1.61%、次いで「鉄鋼」の1.78%、「紙・パルプ」の1.84%となっている。

全産業の平均妥結額は前年の結果において3年ぶりに7000円台を示したが、令和元年は再び6000円台へ転じた。

令和元年度の地域別最低賃金額が改定されます

都道府県ごとの最低賃金が10月に上がります。全国の加重平均は昨年度に比べて27円上がり(昨年度は26円)、874円から901円になります。昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引上げ額の全国加重平均は27円、引上げ率に換算すると3.09%(昨年度は3.07%)となっています。もし最低賃金額より低い賃金額を定めている場合、その賃金額は無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。最低賃金に達しない場合には、差額支払いの義務が生じるため注意が必要です。**発効年月が含まれる給与計算期間から、適用してください。**

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	改定後	改定前	
北海道	861	835	令和元年10月3日
青森	790	762	令和元年10月4日
岩手	790	762	令和元年10月4日
宮城	824	798	令和元年10月1日
秋田	790	762	令和元年10月3日
山形	790	763	令和元年10月1日
福島	798	772	令和元年10月1日
茨城	849	822	令和元年10月1日
栃木	853	826	令和元年10月1日
群馬	835	809	令和元年10月6日
埼玉	926	898	令和元年10月1日
千葉	923	895	令和元年10月1日
東京	1,013	985	令和元年10月1日
神奈川	1,011	983	令和元年10月1日
新潟	830	803	令和元年10月6日
富山	848	821	令和元年10月1日
石川	832	806	令和元年10月2日
福井	829	803	令和元年10月4日
山梨	837	810	令和元年10月1日
長野	848	821	令和元年10月4日
岐阜	851	825	令和元年10月1日
静岡	885	858	令和元年10月4日
愛知	926	898	令和元年10月1日
三重	873	846	令和元年10月1日
滋賀	866	839	令和元年10月3日
京都	909	882	令和元年10月1日
大阪	964	936	令和元年10月1日
兵庫	899	871	令和元年10月1日
奈良	837	811	令和元年10月5日
和歌山	830	803	令和元年10月1日
鳥取	790	762	令和元年10月5日
島根	790	764	令和元年10月1日
岡山	833	807	令和元年10月2日
広島	871	844	令和元年10月1日
山口	829	802	令和元年10月5日
徳島	793	766	令和元年10月1日
香川	818	792	令和元年10月1日
愛媛	790	764	令和元年10月1日
高知	790	762	令和元年10月5日
福岡	841	814	令和元年10月1日
佐賀	790	762	令和元年10月4日
長崎	790	762	令和元年10月3日
熊本	790	762	令和元年10月1日
大分	790	762	令和元年10月1日
宮崎	790	762	令和元年10月4日
鹿児島	790	761	令和元年10月3日
沖縄	790	762	令和元年10月3日
全国加重平均額	901	874	—

# 労務の泉

労務に関する質問・相談にズバリお答えします！



社会保険労務士  
間瀬 美穂

## 「働き方改革関連法」 面接指導に関する改正

Q.

〔質問〕

今年の4月から改正された、労働安全衛生法のうち、「面接指導の対象が1月あたり100時間超から80時間超」へ改定されましたが、会社としての対策と面接指導までの流れを教えてください。

A.

〔回答〕

時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、1ヵ月あたり80時間を超えた労働者本人に対して、おおむね2週間以内にその情報を通知しなければなりません。

80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者は、医師による面接指導の対象となります。この労働時間を労働者に通知した後、本人の申し出により、面接指導を行います。



### まずは、労働時間の状況の把握が必要です！

ガイドライン「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置」から法律化されました。この法律により、会社としては客観的な方法により労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。⇒ 義務化

(客観的な方法)

- タイムカードによる記録
- パソコンのログインからログアウトまでの時間の記録等  
⇒ 労働時間の状況の記録は3年間保存

自己申告のみにより労働時間の状況を把握することは認められません。



▼ガイドライン「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置」(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000187488.pdf>

### 面接指導までの流れ

#### 1. 労働者の面接指導の要件が変わります **100時間超から80時間超へ**

週の実労働時間が40時間を超えた時間が

**1月当たり80時間を超えている** + **疲労の蓄積が認められる** + **当該労働者からの申出がある** ⇒ **面接指導 (罰則なし)**

\* 研究開発業務に従事する労働者、高度プロフェッショナル制度の対象者を除く

#### 2. 労働者に労働時間に関する情報の通知をしなければなりません (罰則なし)

**1月当たり80時間を超えた場合** ⇒ **事業者が** ⇒ **当該労働者に** ⇒ **速やかに** ⇒ **超えた時間に関する情報の通知**

産業医に情報の提供

- ・超過時間の通知は書面や電子メールで行う
- ・給与明細の時間外・休日労働時間の記載でも可

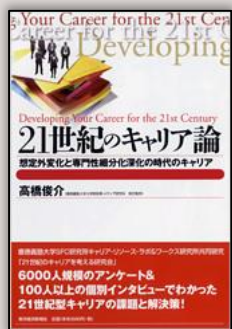


### ここに注意！

- 今回の労働時間把握の義務化に罰則はありませんが、労働者の労働時間が適切に把握されていないことにより、労働時間の上限規制に違反して長時間労働が行われた場合、労働基準監督署の是正勧告の対象となったり、刑事罰が適用される可能性もあります。
- 労働時間の状況の把握は、裁量労働制の適用者や管理監督者もその対象に含めます。(高度プロフェッショナル制度対象労働者を除く)

ご参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000497962.pdf> (厚生労働省HP)

# 総務のお仕事カレンダー 2019年10月・11月



## 『21世紀のキャリア論』

高橋 俊介／著 2012.4.26  
東洋経済新報社 2,500円+税

今回も世の中に出てから7年と時間の経っている書籍ではありますが、著者の高橋俊介氏はワトソンワイアット(現タワーズワトソン)で組織人事コンサルタントをされていた頃から、出版される書籍の内容が5~10年以上も時代の先を行っており、そういう意味で本書は今が読み頃かもしれません。

「キャリア論」とタイトルにあるとおり、個人のキャリアデザインを考える上で参考になるのはもちろんですが、企業における人材マネジメントのあり方についても考える視座を与えてくれます。

ポイントは、21世紀のキャリア環境が20世紀のそれとは大きく異なることにあります。その特徴は2つ、昨今VUCAとも呼ばれる想定外変化によって生じる予期せぬキャリアチェンジと、専門性の細分化と深化、この2つが同時進行していくということ。この環境の中で、いかにキャリア自律を実現するか、その本質が理解できる稀有な本です。

10月1日(火)	経団連「採用選考に関する指針」で定める大学卒・大学院卒採用選考の内定日 ■参考リンク: 経団連「採用選考に関する指針」 <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/015.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/015.html</a>
10月10日(木)	9月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税の支払 ■参考リンク: 国税庁「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納付の特例」 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm</a>
10月31日(木)	9月分の健康保険・厚生年金保険料の支払 ■参考リンク: 日本年金機構「保険料と総報酬制について」 <a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html</a>  労働保険料の納付(第2期分) 参考リンク: 厚生労働省「労働保険料の申告・納付」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm">https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm</a>
11月11日(月)	10月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税の支払 ■参考リンク: 国税庁「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納付の特例」 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm</a>
12月2日(月)	10月分の健康保険・厚生年金保険料の支払い ■参考リンク: 日本年金機構「保険料と総報酬制について」 <a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html</a>

### [1] 定時決定の反映

定時決定により、9月から新たに改定された社会保険料が適用されます。社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月支払いの給与から改定額に基づいた控除を行うことになります。

■参考リンク: 日本年金機構「定時決定」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20121017.html>

### [2] 各都道府県で地域別最低賃金が改定されます

10月初旬より、各都道府県で地域別最低賃金が改定されます。都道府県ごとに発効スケジュールが異なるため、改定後の最低賃金額および発効年月日を確認するとともに、従業員の給与が最低賃金額を上回っていることを確認しましょう。なお東海三県の最低賃金は、926円(愛知県)、851円(岐阜県)、873円(三重県)となっています。

■参考リンク: 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)

### [3] 年末調整の申告書の手配

年末調整の時季となりました。必要書類・添付書類の確認と準備を早めに行い、各従業員へ案内することで年末の慌ただしさも緩和できます。書類の収集ルールとスケジュールを各従業員へきちんと周知し、ミスの発生を未然に防ぎましょう。

■参考リンク: 国税庁「年末調整のしかた」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2662.htm>

### [4] 歳暮、年賀状の準備

取引先へのお歳暮等の準備も早めに行いましょう。また、年賀状など年始の挨拶についても、住所変更の確認、喪の確認など早めに取り掛かりましょう。

ホームページもぜひご覧ください <http://www.delight-c.com/> (社長とスタッフのブログ 随時更新中!)

## Editor's note

最近自宅エアコンを入れる回数も減り、毎日に秋の到来を実感しています。気温が30度を超え汗ばむ日もまだまだありますが、私は一足早く食欲の秋に突入しており、晩御飯にコンビニのおでんを買って帰る回数が急増しています。コンビニ商品の品質向上には常々驚かされていますが、おでんも例にもれず毎年更においしく、また具の種類も豊富になっています。

個人的に好きなコンビニおでんの具ランキングは、1位:大根、2位:厚揚げ、3位:がんもどき、4位:餅巾着です。定番の具以外にも、ロールキャベツや餃子巻など、お店によって変わり種も楽しめますよ。

夏が終わったかと思うと、もう直ぐに年末がやってきます。これからは日に日に気温が下がり乾燥してくるので、体調管理には十分お気をつけ下さい。体を温めるにはコンビニおでん。機会があればお試しください。(四)



社労士法人デライトコンサルティング  
デライトコンサルティング株式会社

〒461-0001

名古屋市東区泉2-26-1 ホウコクビル5F

TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620

URL: <http://www.delight-c.com/>

E-mail: [info1999@delight-c.com](mailto:info1999@delight-c.com)